

本調査の背景・目的

本調査の目的・背景は以下のとおり。

- 米国の農業政策・制度の動向について調査・分析を行い、その結果を我が国の農業政策の立案等に活用する。農林水産物貿易において、我が国にとって最大の輸入相手国かつ最大の輸出相手国である等、米国とは極めて密接な関係にあり、ワシントンD.C.における米国の農業政策の動向には我が国関係者から強い関心が示されている。米国の農業政策は概ね5年ごとに改定される農業法に基づいて実施されているが、現行の2018年農業法(Agriculture Improvement Act of 2018)は、2023年9月末の期限が2025年9月末までに暫定的に延長されているところ、現在、次期農業法に関する議論が進められており、その動向についても注視していくことが肝要。
- また、米国はトランプ政権に移行したところであり、これまでの農業政策、貿易政策から大きく政策転換されようとしており、より広範かつ詳細な情報の収集・分析が必要不可欠となっている。特にトランプ政権は、関税政策を重視しており、我が国からの農林水産物輸出促進のみならず、カナダ・メキシコ等に進出する日系食品企業にも資するよう動向を把握する必要がある。

本調査の実施内容

本調査では、以下の項目について調査を実施した。

- トランプ政権の農業政策と農産物貿易政策の方向性
 - 農業・貿易政策、米中貿易の動き、予算等今後の方向性等
- 次期農業法の検討状況及びその内容
 - 現行農業法（2019～2024年）の実施状況と課題
 - ARC/PLC/価格支持融資、酪農利幅補償プログラム、保険、SNAP（補助的栄養支援プログラム）、保全プログラム等の環境政策等
- 通商交渉の動向
 - 相互関税の導入、USMCA 等既存の二国間貿易協定の見直し、多国間貿易ルール（WTO 協定）に係る交渉等

本調査の実施体制

本調査研究の実施体制は以下のとおり。

- 調査を実施するにあたり、米国農業政策および農業に関連する貿易政策について高度な専門性を有する有識者による「令和7年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）」に関する検討委員会を設立し、合計3回の検討会を開催したほか、2026年2月～3月にかけて、オンライン又はワシントンD.C現地にて、米国の農業団体や農業政策の有識者に対してヒアリングを実施した。

令和7年度米国の農業政策・制度に関する検討委員会委員

氏名（敬称略）	現職名
（座長）平澤 明彦	株式会社農林中金総合研究所 理事研究員
岩田 伸人	青山学院大学 名誉教授
莊林 幹太郎	総合地球環境学研究所 プログラム研究部 特任教授
三石 誠司	宮城大学 副学長・教授

主なヒアリング先

日時（現地時間）	ヒアリング対象者
2026年2月27日（金） 10:30～11:30	American Farm Bureau Federation 次期農業法関連 担当者
2026年3月13日（金）（書面ヒアリング）	American Farm Bureau Federation 通商交渉関連 担当者
2026年2月15日（月） 1:00～2:00	National Sustainable Agriculture Coalition (NSAC) 担当者
2026年2月18日（水） 1:00～2:00	American Soybean Association (ASA) 担当者
2026年2月19日（木） 23:00～24:00	USA Rice 担当者